

策定日 2017年4月21日

改定日 2024年12月6日

POC技術委員会内規

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本医療検査科学会（以下「本会」）POC技術委員会（以下「本委員会」）と称する。

(事務局)

第2条 本委員会は、事務局を事務局担当施設に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 講演会・セミナー、出版物等を通して、POCTの有用性、問題点を理解する機会を提供し、POCTの利活用、品質保証の向上に資する。POCTの管理運営が臨床検査室（臨床検査技師，臨床検査医）の業務であることを認識し、積極的な取り組みを促す。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するためにPOCセミナーを開催する。

第5条 POCTガイドラインと認定試験用テキストの改訂を適宜行う。

第6条 POCセミナー、当委員会が作成する「POCTガイドライン」と「認定POCコーディネーターの基礎知識」を通して、POCTの啓発及び認定POCコーディネーターの育成を行い、認定POCコーディネーター受験資格の単位と資格更新の為に単位を付与する。

第3章 委員

(委員)

第7条 本委員会の委員は、本会の正会員とする。

但し、必要に応じて他団体からの外部委員を置くことができ、外部委員はその限りでない。

(就任及び退任)

第8条 委員に就任を希望する場合は、運営委員の推薦状をもとに本委員会にて審議

し、本会理事会の承認を以て委員となる。

第 9 条 委員が退任するときは、退任希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第 10 条 委員資格を失った場合は、退任とする。

第 11 条 企業において組織変更等に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出する。選出できない場合は、退任とする。

(委員の義務)

第 12 条 本会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第 13 条 委員長の許可無くして、第 5 章にある会議に連続して欠席した委員は委員資格を失う。但し、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して 3 回の場合は、委員の交代を要する。

第 4 章 運営委員

(運営委員)

第 14 条 本会に次の運営委員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名以内
- (3) 幹事委員 6 名以内
- (4) 事務局担当委員 2 名以内
- (5) 事務局担当委員補佐 1 名

(運営委員の選任)

第 15 条 委員長の選出は本会細則第24条2（委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する。）に準ずる。

第 16 条 副委員長及び事務局担当委員は、委員長が指名する。ただし、副委員長と事務局担当委員兼務を可とする。

第 17 条 事務局担当委員補佐は、委員長、副委員長及び事務局担当委員が協議し、必要に応じて委員長が指名する。

第 18 条 幹事委員は、自薦若しくは他薦により委員から候補者を選出し、本委員会において選任する。

(運営委員の任務)

第 19 条 委員長は、本委員会を代表して、委員会の円滑な運営に努める。

第 20 条 副委員長及び事務局担当委員は、委員長の任務遂行を補佐する立場として、

本委員会の円滑な運営に努める。

第 21 条 事務局担当委員補佐は、事務局担当委員を補佐する立場として、本委員会事務局の円滑な運営に努める。

(運営委員の任期)

第 22 条 運営委員の任期は 4 年とし、委員長以外の運営委員については再任を妨げない。委員長の任期は本会細則に従い、事業年度の初日から 1 期 2 年とし 2 期 4 年までとする。

第 5 章 会 議

第 23 条 会議の開催は、本会の春季セミナーおよび大会の年 2 回とする。ただし、本委員会の運営上必要とされる場合、この年 2 回以外にも WEB 会議およびメールによる審議などを行う。

第 24 条 会議は、事業計画、本委員会の内規の改定、認定 POC コーディネーター資格制度規程・細則の改訂、その他必要と認める事項について議決する。

第 25 条 POC セミナーに関する運営会議は、必要に応じて開催する。

第 6 章 認定試験

第 26 条 学会理事長指示の下、認定 POC コーディネーター資格制度に基づき認定試験を開催する。

第 27 条 当委員会から認定 POC コーディネーター制度ワーキンググループ委員を選出し、認定試験の運営を行う。

第 7 章 補 則

(内規の変更)

第 28 条 本委員会の内規を変更する場合は、委員会の決議を経て理事会の承認を得なければならない。

付 則

内規は、2017年4月21日をもって施行する。

内規は、2019年7月1日に改定する。

内規は、2019年10月4日に改定する。

内規は、2022年4月1日に改定する。

内規は、2024年10月6日に改定する。

内規は、2024年12月6日に改定する。